

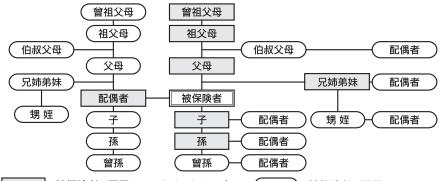
健康保険 任意継続被保険者 被扶養者(異動) 届 記入の手引き

結婚や出産等により被扶養者を追加する場合や、就職等により被扶養者でなくなる場合にご使用ください。

被扶養者の要件

①主として被保険者の収入により生計を維持されており、国内に居住している75歳未満の方

②対象となる家族範囲(3親等内の親族)



:被保険者と同居していなくてもよい人

_____: 被保険者と同居していることが要件の人

③被扶養者となるための収入要件

●被保険者と同居している場合年収が130万円未満*、かつ、被保険者の年収の1/2未満

●被保険者と同居していない場合

年収が130万円未満*、かつ、被保険者からの仕送り額より少ない ※60歳以上または障害厚生年金受給者等の場合は180万円未満

被扶養者の添付書類

被扶養者となる方が国内居住である場合

次に該当する確認書類を添付してください。具体的な確認書類については、確認書類の具体例をご覧ください。

	確認書類
被保険者と 同居	●続柄を証明する書類●収入を証明する書類●同居していることを証明する書類
被保険者と 別 居	●続柄を証明する書類 ●収入を証明する書類 ●仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類

(確認書類の具体例)

- ①続柄を証明する書類:戸籍謄(抄)本、または、世帯全員が記載されている住民票
- ②収入を証明する書類:所得証明書、(非)課税証明書、給与証明書、離職票のコピー、雇用保険受給資格者証または直近の受給資格通知のコピー、直近の年金額改定(振込)通知のコピー、確定申告書のコピー(青色申告の場合は「青色申告決算書」、白色申告の場合は「収支内訳書」等、収入の内訳が確認できる書類が必要)等 ☞ 16歳未満の場合は添付不要(学生の場合でも16歳以上の方は添付が必要)
- ③同居していることを証明する書類:同居が確認できる、世帯全員が記載されている住民票
- ④仕送りの事実と1回あたりの仕送り額が確認できる書類:預金通帳のコピー、現金書留控えのコピー等 ☞16歳未満及び16歳以上の学生の場合は添付不要

被扶養者となる方が**海外居住**である場合

国内居住である場合の添付書類に加えて、海外特例要件に該当することが確認できる書類の提出が必要です。 海外特例の要件や確認書類については、協会けんぽホームページよりご確認ください。

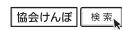
被扶養者でなくなる場合

- ①被扶養者でなくなる方の被保険者証
- ②(交付を受けている場合のみ)高齢受給者証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証

協会けんぽ ホームページ

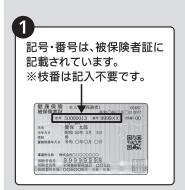
ご提出・お問い合わせ先

次ページに記入例があります。

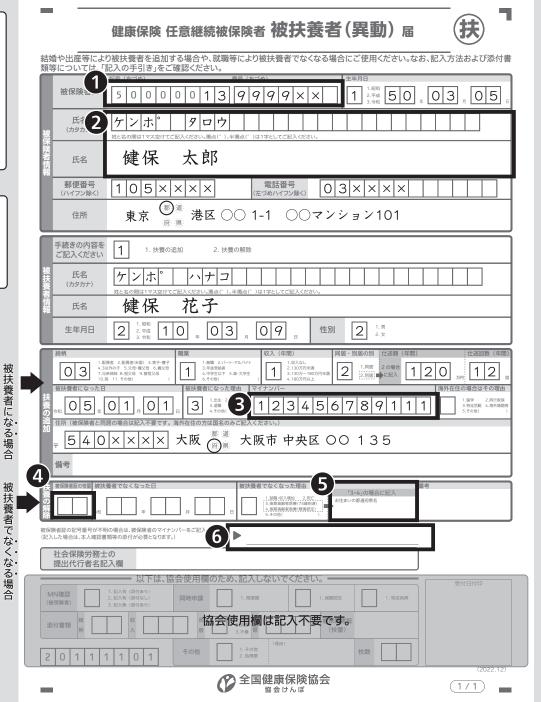


記入例 任意継続被保険者 被扶養者(異動)届

- ・申請書は、楷書で枠内に丁寧にご記入ください。 図入見本 0 1 2 3 4 5 6 7 8 9 7 イウ
- ・生年月日、日付が一桁の場合は、左のマスを0で埋めてください。
- ・訂正される場合は、訂正箇所を二重線で抹消して、正しい内容をご記入ください。



る 被扶養者になる場合は、 必ず本人確認を行ったう えで、被扶養者のマイナ ンバーをご記入ください。 ※記入できない事情があ る場合は、その理由を備 考欄にご記入ください。 (例:出生直後のため、 マイナンバー未付番)



後期高齢者医療制度の被保険者になったときは、お住まいの都道府県名をご記入ください。

6 被保険者のマイナンバーは、被保険者証の記号と番号が不明の場合のみご記入ください。

なお、被保険者のマイナンバーを記入した場合は、以下の添付書類が必要です(※1)。本人確認書類貼付台紙(※2)に、⑦ ⑦の両方を貼付のうえ、申請書に添付してください。

- ② 身元確認を行うための書類(いずれか1点)
 - ・被保険者の個人番号カード(表面)のコピー、運転免許証のコピー、パスポートのコピー、その他官公署が発行する 写真付き身分証明書のコピー
- ④ 番号確認を行うための書類(いずれか1点)
 - ・被保険者の個人番号カード(裏面)のコピー、被保険者の個人番号が記載された住民票か住民票記載事項証明書
 - (※1) 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に定められています。
 - (※2) 協会けんぽのホームページでダウンロードすることができます。